

## ■ 「大阪府消防広域化推進計画」新旧対照表

改正後 ※下線部：変更箇所	改正前 ※下線部：変更箇所
<p><b>1 はじめに</b></p> <p>昭和 23 年の「消防組織法」施行により自治体消防制度が確立され、以来、基礎的自治体である市町村は自治体消防の担い手として、地元消防団と連携しながら地域住民の安心・安全を第一線で守ってきた。</p> <p>いうまでもなく、消防は、住民の生命・身体・財産の火災からの保護、水害・火災又は地震等の災害の防除、災害被害の軽減を図るという重大な責務を担っており、地域住民に直結する重要な分野である。</p> <p>これまでも市町村消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、都市の成熟に対応するため、消防力の整備強化を図ってきた。しかしながら、近年は災害・事故が多様化・大規模化し、また都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害、<u>感染症発生</u>等の新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>平成 30 年 6 月の大坂府北部地震、<u>令和 6 年 1 月の能登半島地震等の大規模地震に加え</u>、平成 30 年 7 月の西日本を中心とする豪雨、同年 9 月の台風 21 号による暴風、<u>令和元年の東日本台風や令和 2 年 7 月の豪雨、令和 3 年 7 月の静岡県熱海市土石流災害</u>など、近年は大きな風水害も多発している。</p> <p>こうした、大規模災害への対応としては、阪神・淡路大震災を教訓として、緊急消防援助隊制度が発足するなど、単独の市町村では対応できない大規模・特殊災害時等には、近隣市町村・都道府県・国の連携強化の基での広域的な対応体制が整備されてきたものの、初動体制や統一的な指揮下での効率的な増援体制といった点では、なお課題を残しているのが現状である。</p>	<p><b>1 はじめに</b></p> <p>昭和 23 年の「消防組織法」施行により自治体消防制度が確立され、以来、基礎的自治体である市町村は自治体消防の担い手として、地元消防団と連携しながら地域住民の安心・安全を第一線で守ってきた。</p> <p>いうまでもなく、消防は、住民の生命・身体・財産の火災からの保護、水害・火災又は地震等の災害の防除、災害被害の軽減を図るという重大な責務を担っており、地域住民に直結する重要な分野である。</p> <p>これまでも市町村消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、都市の成熟に対応するため、消防力の整備強化を図ってきた。しかしながら、近年は災害・事故が多様化・大規模化し、また都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害等の新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p><u>平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災のほか、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 6 月の大坂府北部地震は記憶に新しいところである。また、平成 30 年 7 月には、西日本を中心とする豪雨災害、同年 9 月には台風 21 号による暴風被害など、近年は大きな風水害も多発している。</u></p> <p>こうした、大規模災害への対応としては、阪神・淡路大震災を教訓として、緊急消防援助隊制度が発足するなど、単独の市町村では対応できない大規模・特殊災害時等には、近隣市町村・都道府県・国の連携強化の基での広域的な対応体制が整備されてきたものの、初動体制や統一的な指揮下での効率的な増援体制といった点では、なお課題を残しているのが現状である。</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>さらには、救急出動件数が年々増加しており、高齢化や独居化の進展、また住民ニーズの多様化などによる、更なる救急要請などに対し、市町村消防が、いかにして的確に対応していくかが大きな課題となっている。</p> <p>しかしながら、昨今の厳しい市町村財政の中では、市町村消防が、より質の高い住民サービスの提供を行っていくには、市町村消防の広域化（以下「広域化」という。）による、スケールメリットを生かした消防力の維持・強化が避けて通れない課題である。</p> <p>このため、国においては平成18年6月に「消防組織法」を改正し、新たに、消防庁長官が定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）、都道府県が定める推進計画（以下「推進計画」という。）及び広域化対象市町村が策定する広域消防運営計画についての規定を設けるなど、広域化を強力に推し進めることとした。しかしながら、法改正以降一定の広域化は進んだが、なお小規模本部が多数存在していることから、平成30年4月及び令和6年4月に基本指針の一部改正を行い、改めて広域化を推進することとされた。</p> <p>大阪府としても、府内市町村消防の中・長期にわたる人的・財政的基盤の確立と、質の高い住民サービスの提供に向け、平成31年3月に「大阪府消防広域化推進計画」（以下「計画」という。）を再策定し、広域化等の進展を踏まえた広域化対象市町村の見直しを加えながら、府内市町村の消防の自主的な広域化を推進していくこととした。</p> <p>なお、計画の内容は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」のうち、目標11【包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する】と関連が深いことから、当該目標の視点も踏まえ、取組みを推進していく。</p>	<p>さらには、救急出動件数が年々増加しており、高齢化や独居化の進展、また住民ニーズの多様化などによる、更なる救急要請などに対し、市町村消防が、いかにして的確に対応していくかが大きな課題となっている。</p> <p>しかしながら、昨今の厳しい市町村財政の中では、市町村消防が、より質の高い住民サービスの提供を行っていくには、市町村消防の広域化による、スケールメリットを生かした消防力の維持・強化が避けて通れない課題である。</p> <p>このため、国においては平成18年6月に「消防組織法」を改正し、新たに、消防庁長官が定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」、都道府県が定める推進計画及び広域化対象市町村が策定する広域消防運営計画についての規定を設けるなど、市町村消防の広域化を強力に推し進めることとした。しかしながら、法改正以降一定の広域化は進んだが、なお小規模本部が多数存在していることから、平成30年4月に指針の改正を行い、広域化の推進期限を平成36年4月1日まで延長するなど改めて広域化を推進することとされた。</p> <p>大阪府としても、府内市町村消防の中・長期にわたる人的・財政的基盤の確立と、質の高い住民サービスの提供に向け、平成20年3月に作成した「大阪府消防広域化推進計画」を再策定し、府内市町村の消防の自主的な広域化を推進していくこととした。</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p><b>2 府内の消防の現況と動向</b></p> <p>(1) 大阪府域の現況</p> <p>①面積</p> <p>大阪府は南北に約 86 km、東西に約 60 km と、南北にやや長い形状となっており、<u>令和5</u>年10月1日現在の面積は、約 1,905 km<sup>2</sup>で、全国47都道府県中2番目に小さな面積となっている。</p> <p>②地勢</p> <p>府内の中央部を貫流する淀川、大和川の河口部に位置し、三方をいわゆる摂河泉連山に囲まれていることから、洪水や土砂災害の被害を受けやすい地理的・地形的特性となっている。</p> <p>また、西の大坂湾は、湾口が南に向いているため台風が通過すると高潮が発生しやすく、今後30年以内に<u>80%程度</u>の確率とされている<u>南海トラフ地震</u>では、津波による被害も懸念される。</p> <p>③道路網</p> <p>道路は阪神高速道路が各方面に放射状に伸びるとともに、新名神高速道路・名神高速道路・中国自動車道路が府北部を概ね東西に横断し、また近畿自動車道が阪和自動車道、阪和自動車道が南阪奈有料道路と、阪神高速道路は西名阪自動車道と直結しているほか、一般道では国道1号、2号、176号などが各方面を結ぶ一方、府道2号（中央環状線）・国道170号（外環状線）といった道路が環状に位置するなど、府内一円の道路ネットワークが充実している。</p> <p>④人口、人口集中地区、土地利用</p> <p>人口は、<u>令和6</u>年1月現在で約<u>878</u>万人である。人口集中地区（D I D）面積は<u>令和2</u>年国勢調査では約<u>927</u>km<sup>2</sup>で、昭和35年国勢調査に比して約<u>2.8</u>倍に拡大し、府域の<u>48%</u>強を占めるに至っている。また、土</p>	<p><b>2 府内の消防の現況と動向</b></p> <p>(1) 大阪府域の現況</p> <p>①面積</p> <p>大阪府は南北に約 86 km、東西に約 60 km と、南北にやや長い形状となっており、<u>平成29</u>年10月1日現在の面積は、約 1,905 km<sup>2</sup>で、全国47都道府県中2番目に小さな面積となっている。</p> <p>②地勢</p> <p>府内の中央部を貫流する淀川、大和川の河口部に位置し、三方をいわゆる摂河泉連山に囲まれていることから、洪水や土砂災害の被害を受けやすい地理的・地形的特性となっている。</p> <p>また、西の大坂湾は、湾口が南に向いているため台風が通過すると高潮が発生しやすく、今後30年以内に<u>70～80%</u>の確率とされている<u>南海トラフ巨大地震</u>では、津波による被害も懸念される。</p> <p>③道路網</p> <p>道路は阪神高速道路が各方面に放射状に伸びるとともに、新名神高速道路・名神高速道路・中国自動車道路が府北部を概ね東西に横断し、また近畿自動車道が阪和自動車道、阪和自動車道が南阪奈有料道路と、阪神高速道路は西名阪自動車道と直結しているほか、一般道では国道1号、2号、176号などが各方面を結ぶ一方、府道2号（中央環状線）・国道170号（外環状線）といった道路が環状に位置するなど、府内一円の道路ネットワークが充実している。</p> <p>④人口、人口集中地区、土地利用</p> <p>人口は、<u>平成30</u>年1月現在で約<u>886</u>万人である。人口集中地区（D I D）面積は<u>平成27</u>年国勢調査では約<u>907</u>km<sup>2</sup>で、昭和35年国勢調査に比して約<u>2.7</u>倍に拡大し、府域の<u>47%</u>強を占めるに至ってい</p>

改正後 ※下線部：変更箇所	改正前 ※下線部：変更箇所
<p>地利用の推移では、平成23年の<u>住宅地</u>、道路の土地利用を100とした指標が令和3年では<u>住宅地</u>は103.8、道路は106.2と、産業構造の変化などを受け都市的利用が増加傾向にある。狭い大阪平野の概ね全体に、大阪市域を中心として同心円状に都市化が進行し、人家等の建造物が連担している。</p>	<p>る。また、土地利用の推移では、昭和59年の<u>宅地</u>、道路の土地利用を100とした指標が平成26年では<u>宅地</u>は121.9、道路は127.3と、産業構造の変化などを受け都市的利用が増加傾向にある。狭い大阪平野の概ね全体に、大阪市域を中心として同心円状に都市化が進行し、人家等の建造物が連担している。</p>
<p>⑤主な防災対象施設</p>	<p>⑤主な防災対象施設</p>
<p>府内には、地下街が大阪市に9箇所、豊中市に1箇所ある。最も延べ面積が広いのは長堀地下街（クリスタ長堀）で81,818m<sup>2</sup>あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の48,344m<sup>2</sup>となっている。また、高層建築物は、大阪市阿倍野区のあべのハルカス（高さ300m）をはじめ、泉佐野市のりんくうゲートタワービル（同256m）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（同256m）などがある。</p>	<p>府内には、地下街が大阪市に10箇所、豊中市に1箇所ある。最も延べ面積が広いのは長堀地下街（クリスタ長堀）で81,818m<sup>2</sup>あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の48,344m<sup>2</sup>となっている。また、高層建築物は、大阪市阿倍野区のあべのハルカス（高さ300m）をはじめ、泉佐野市のりんくうゲートタワービル（同256m）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（同256m）などがある。</p>
<p>大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区及び関西国際空港地区的石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。</p>	<p>大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区的石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。</p>
<p>また、原子力事業所として、熊取町内には京都大学<u>複合原子力科学研究所</u>及び原子力燃料工業株式会社熊取事業所が、東大阪市内には近畿大学原子力研究所が立地している。</p>	<p>また、原子力事業所として、熊取町内には京都大学<u>原子炉実験所</u>及び原子力燃料工業株式会社熊取事業所が、東大阪市内には近畿大学原子力研究所が立地している。</p>
<p>⑥市町村の財政状況</p>	<p>⑥市町村の財政状況</p>
<p>府内市町村の財政状況は依然として厳しく、令和5年度の市町村普通会計の決算では、経常収支比率が90%以上の団体が37団体と依然として高い水準にあり、財政構造が硬直している状況である。</p>	<p>府内市町村の財政状況は依然として厳しく、平成28年度の市町村普通会計の決算では、経常収支比率が90%以上の団体が41団体と依然として高い水準にあり、財政構造が硬直している状況である。</p>
<p>(2) 府内の消防の現況</p>	<p>(2) 府内の消防の現況</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>①消防の現況【資料1】</p> <p>現在、府内43市町村（33市9町1村）には24の消防本部が設置されており、内訳は、19の単独消防本部（うち、3本部においては、4市町から受託）、5つの一部事務組合（20市町村で構成）である。また、消防本部数は北海道の58、愛知県の34、千葉県の31、埼玉県の26に次いで全国で5番目（茨城県・兵庫県・福岡県と同順位）に多く、市町村単独消防本部数は愛知県、神奈川県・千葉県、北海道に次いで4番目（兵庫県と同順位）に多い。</p> <p>消防本部の管轄人口は、大阪市消防局の約274万2千人が最大で、最小が忠岡町消防本部の約1万7千人となっている。管轄人口規模では、70万人以上が2団体、40万人以上70万人未満が4団体、20万人以上40万人未満が6団体、10万人以上20万人未満が6団体、10万人未満が6団体となっており、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が府内の1/4を占めている状況である。</p> <p>管轄面積では、大阪市消防局の約225k m<sup>2</sup>が最大で、最小が忠岡町消防本部の約4k m<sup>2</sup>となっている。狭隘な管轄面積を持つ消防本部の全国順位10消防本部のうち3消防本部が大阪府域にあり、また、管轄面積100k m<sup>2</sup>未満の消防本部が18団体と7割近くを占めている。</p> <p>府内の市町村消防には、管轄人口が少なく管轄面積の狭隘な消防本部が多く存在し、それぞれが消防職員を確保し資機材を整備して活動している。</p> <p>②消防力【資料2】</p> <p>消防力を、国が定める「消防力の整備指針」に基づき算定される市町</p>	<p>①消防の現況【資料1】</p> <p>現在、府内43市町村（33市9町1村）では27の消防本部が設置されており、内訳は、22の単独消防本部（うち、4本部においては、6市町村から受託）、5つの一部事務組合（15市町で構成）がある。また、消防本部数は北海道の58、愛知県の36、千葉県の31に次いで全国で4番目（埼玉県と同順位）に多く、市町村単独消防本部数は全国で愛知県、神奈川県、千葉県に次いで4番目（北海道と同順位）に多い。</p> <p>消防本部の管轄人口では、大阪市消防局の約269万1千人が最大で、最小が忠岡町消防本部の約1万7千人となっている。管轄人口規模では50万人以上が4団体、30万人以上50万人未満が3団体、20万人以上30万人未満が5団体、10万人以上20万人未満が8団体、10万人未満が7団体となっており、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が府内の約1/4を占めている状況である。</p> <p>管轄面積では、大阪市消防局の約225k m<sup>2</sup>が最大で、最小が忠岡町消防本部の約4k m<sup>2</sup>となっている。狭隘な管轄面積を持つ消防本部の全国順位10消防本部のうち3消防本部が大阪府域にあり、また、管轄面積100k m<sup>2</sup>未満の消防本部が20団体と7割半近くを占めている。1消防本部あたりの管轄面積の平均は71k m<sup>2</sup>で、全国でも最も小さな管轄区域となっている。</p> <p>府内の市町村消防は、管轄人口が少なく管轄面積の狭隘な消防本部が多く存在し、それぞれが消防職員を確保し資機材を整備して活動している。</p> <p>②消防力【資料2】</p> <p>消防力を、国が定める「消防力の整備指針」に基づき算定される市町</p>

改正後 ※下線部：変更箇所	改正前 ※下線部：変更箇所
<p>村が目標とすべき整備水準である充足率の面で見ると、<u>はしご車・化学車・救助工作車の充足率は全国平均より高いが</u>、ポンプ車・救急自動車の充足率は全国平均より低くなっている。</p> <p>③消防職員数【資料2】</p> <p>消防職員数については、東京都に次いで全国2番目に多く、<u>令和5</u>年度は<u>10,298</u>人で、<u>平成30</u>年度に比して<u>121人（約1.2%）</u>の増加<u>となっている</u>。</p> <p>また、<u>消防職員の充足率は全国平均より高いが、管轄人口規模が小さい消防本部ほど、府内平均よりも充足率が低くなる傾向がある</u>。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>村が目標とすべき整備水準である充足率の面で見ると、ポンプ車・救急自動車の充足率は全国平均より<u>低く</u>、特に<u>救急自動車の充足率は全国平均より10ポイント低くなっている</u>。</p> <p>③消防職員数【資料3】</p> <p>消防職員数については、東京都に次いで全国2番目に多く、<u>平成29</u>年度は<u>10,118</u>人で、<u>平成25</u>年度に比して<u>229人の増加がみられる</u>。</p> <p>職種別では、管轄人口30万人未満の消防本部で消防・救急・救助隊員数の充足率が60～70%台、予防要員の充足率が50～70%台となっており十分な余裕があるとはいえない状況である。</p>
<p>(3) 消防需要の動向【資料3】</p> <p>①火災</p> <p><u>出火件数は、令和3年まで減少していたが、令和4年にはやや増加し1,844件となっている。また、死者53人・負傷者389人で、損害額は約36億2,252万円となっている。</u>種別では、建物火災が<u>最も多く、令和4年は1,272件で全体の約7割を占めている</u>。</p> <p>②救急</p> <p><u>救急自動車による出動件数は、いったん大きく減少したものの、令和4年には約65万件に達している。</u>事故種別で見ると、<u>急病が最も多く增加傾向にあり、令和4年は約46万件で全体の約7割を占めている</u>。</p>	<p>(3) 消防需要の動向</p> <p><u>平成28年中に府内で発生した火災件数は2,129件、死者74人、負傷者430人で、損害額は約33億1,240万円となっている。</u>年により多少の増減があるが、近年は概ね減少傾向にある。<u>1日当たりで見ると約6件の火災が発生し、約908万円の貴重な財産が灰になったことになる。</u>種別では、建物火災が多く、<u>平成28年では1,436件で、東京都に次いで2番目に多い。</u>最近5か年の火災件数のうち建物火災が占める割合は66.7%で、平均損害額は約35億7,815万円となっている。【資料4】</p> <p>一方、<u>救急自動車による出動件数は、年々増加傾向にあり、平成27年には約55万件に達し、平成28年は約56万6,500件で、56秒に1件の割合で救急隊が出動したことになる。</u>事故種別で見ると<u>1位が急病で全体の66.1%、次いで一般負傷15.7%、交通事故8.</u></p>

改正後 ※下線部：変更箇所	改正前 ※下線部：変更箇所
<p>また、救急搬送人員も同様に、<u>いったん大きく減少したものの、令和4年には約54万人に戻っている。</u>年齢区分別では65歳以上の高齢者が<u>最も多く、令和4年は約32万人で全体の約6割を占めている。</u></p>	<p>2%の順となっており、一般負傷による出動件数は増加傾向にある。 また、救急自動車による搬送人員も同様に増加しており、平成28年は491,423人で、とりわけ年齢区分別では65歳以上の高齢者の人員数が伸びている。</p>
<p>③救助</p> <p>救助出動件数は、<u>いったん減少したものの、令和3年から4年にかけて大きく増加し、令和4年は約1万件に達している。</u>事故種別で見ると、建物等による事故が最も多く増加傾向にあり、令和4年は5,527件で全体の約6割を占めている。</p>	<p>ただし、救助活動出動件数は平成28年中に7,365件、風水害等のその他出動件数は平成28年中に38,695件であって、年々増加傾向にある。【資料5】</p>
<p>(削除)</p>	<p>人口推計によると2045年に、府内人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約36%で、2015年と比較して10ポイント上昇し、今後、高齢化や独居化の進展に伴うさらなる救急要請の増加が予測される。【資料6】</p>
<p>(4) 消防財政【資料4】</p> <p>消防費の歳出額は、<u>令和4年度決算額</u>では<u>1,175億7,269万6千円</u>、財源内訳は、<u>90%</u>が税等の一般財源であった。</p> <p>平成30年度から<u>令和4年度</u>の消防費の推移を見ると、平成30年度の<u>1,097億9,313万6千円</u>から一貫して増加しているが、市町村財政が依然として厳しい状況の中、消防費についても今後大幅な増加を見込むのが困難な状況にある。</p>	<p>(4) 消防財政</p> <p>消防費の歳出額は、平成29年度決算見込みでは<u>1,105億8,467万6千円</u>であった。財源内訳は、<u>91%</u>が税等の一般財源で、歳出内訳は、人件費62%、建設費10%、物件費7%となっている。</p> <p>平成24年度から29年度の消防費の推移は、平成27年度の<u>1,109億9,220万3千円</u>をピークに、若干の増減があるが横ばいである。また、市町村財政が依然として厳しい状況の中、消防費についても今後大幅な増加を見込むのが困難な状況にある。【資料7】</p>
<p>(削除)</p>	<p>(5) 消防本部のヒアリング概要</p> <p>平成30年4月1日、消防庁長官の市町村の消防広域化に関する基本指針の一部改正通知により、市町村が自らの消防力を分析し今後のあり方を検討する基礎となる消防力カードの提出が求められた。市町村にと</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p><b>3 消防の将来見通しと課題</b></p> <p>(1) 将来見通し</p> <p>時代がどのように変化しようとも、地域に密着して住民の安全・安心を守るという市町村消防の責務は変わらない。しかし、高度な救急・予防業務への期待や大規模化・多様化する災害や事故への迅速・的確な対応、また、国民保護といった新たな消防需要など、消防を取り巻く環境は今後も大きく変化すると思われる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、2050年の府内人口は2020年と比較して約18%減少するが、2050年の府内人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約37%で、2020年から9ポイント上昇する。また、将来推計人口に年齢区分別の平均救急搬送率を乗じて算出</p>	<p>つては自らを取り巻く状況と分析結果から、今後の自らのあるべき姿を考える契機となった。大阪府においても各市町村の現状及び将来の姿を把握するため、消防力カードを活用し、全27本部を対象にヒアリングを実施し、併せて、現在の消防本部間の水平連携についての現状把握を行い、大阪府消防広域化推進計画の再策定の参考とした。【資料8】</p> <p><b>3 消防の将来見通しと課題</b></p> <p>(1) 将来見通し</p> <p>時代がどのように変化しようとも、地域に密着して住民の安全・安心を守るという市町村消防の責務は変わらない。しかし、<u>消防需要の動向</u>に見られるように、高度な救急・予防業務への期待や大規模化・多様化する災害や事故への迅速・的確な対応、また、国民保護といった新たな消防需要など、消防を取り巻く環境は今後も大きく変化すると思われる。</p> <p><u>平成28年度に実施した消防本部へのアンケートでは、今後の消防業務の見通しとして、以下の2点が示された。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急業務、予防業務、大規模災害対応の順での業務量の増加</li> <li>○消防職員数の現状維持が困難であって、業務量の増に対応できない本部が出る恐れ</li> </ul> <p><u>こうした中、小規模消防本部では職員数が少ないため人事の硬直化が否めず、消防署所における年齢構成の平準化、適材適所の職員配置、組織の活性化といった面で大きな支障となることが懸念される。</u></p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>した救急搬送人数推計によると、大阪府全体では、2025年から2050年にかけて救急搬送人数は減少するが、高齢者の割合は増加する。【資料5】</p> <p>よって、今後、高齢化や独居化の進展に伴うさらなる救急要請の増加が予測される。</p>	
<p>(2) 消防の課題</p> <p>(削除)</p> <p>令和4年4月に消防庁が行った実態調査によれば、日常的に発生する</p>	<p>(2) 消防の課題</p> <p>将来見通しと同様、消防が抱える課題についてもアンケートを実施したところ多様な意見があったが、総論としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急や救助、予防査察等の業務は、増加する見通し</li> <li>○災害は、複雑・大規模化する傾向。南海トラフ巨大地震対策も急務である</li> <li>○消防本部間には、消防力の格差がある</li> <li>○自治体全体の行財政規模は縮小傾向にあり、今後、資機材や人員の大幅な増加は難しい</li> </ul> <p>とのことであった。</p> <p>府内の管轄人口10万人未満の小規模消防本部の職員数はいずれも100人未満であり、さらに消防職員はその大半が交代制勤務を行っており、特に休日や夜間にはその3分の1から4分の1程度の人員しか常駐できないため、消防本部の体制としては非常に脆弱であるということが否めない状況である。</p> <p>また、組織運営の面から見ても、小規模な消防本部では人事ローテーションが停滞することで、職務経験の不足や職員の年齢構成が不均衡に陥りやすく、組織の活性化や職員の総合能力の向上が図りづらい環境である。</p>

改正後 ※下線部：変更箇所	改正前 ※下線部：変更箇所
<p>火災や救急要請が重なった場合に非番招集により対応したことがある消防本部が、令和3年度時点で12本部あり、また、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等で機能不全に陥った消防本部が、管轄人口10万人未満の小規模消防本部で3本部あった。【資料6】</p> <p>さらに、令和6年に、各消防本部に対し、消防職員数の確保と災害対応力の強化に関するヒアリングを行ったところ、主に次のような回答を得た。【資料7】</p> <p>○消防職員に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部の本部では)採用時の応募者数が減少傾向にある</li> <li>・救急需要が増えているため、定数・職員数を増やしたい</li> <li>・育児休業に伴う労務管理や、職員の高齢化、高齢職員の活用方法が課題</li> </ul> <p>○災害対応力に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時は、自前または隣接本部からの応援運用で対応できている</li> <li>・大規模災害時は、自分たちだけで対応できるか不安</li> <li>・大規模災害時は、隣接本部への応援出動は難しい</li> </ul> <p>特に、小規模消防本部において、人員に余裕がなく、日頃から隣接本部の応援頼みである実情が浮き彫りとなった。</p> <p>以上のとおり、住民サービスの向上と持続可能な消防の人的・財政的基盤の体制整備や大規模災害・特殊災害への対応をどのように図っていくかが、府内市町村消防の大きな課題となってきている。</p>	
<h4>4 広域化の必要性</h4> <p>(1) 消防組織法改正前の広域化への取組み</p> <p>消防庁では、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部では、初動体制、増援体制の確保や組織の活性化等の面で問題点を有する場合が多い</p>	<h4>4 消防広域化の必要性と課題</h4> <p>(1) 消防組織法改正前の広域化への取組み</p> <p>消防庁では、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部では、初動体制、増援体制の確保や組織の活性化等の面で問題点を有する場合が多い</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>ことから、より高い住民サービスの提供と行財政基盤の強化と効率化のため、平成6年に都道府県に対し消防広域化基本計画の策定を要請するなど、広域化を推進してきた。</p>	<p>ことから、より高い住民サービスの提供と行財政基盤の強化と効率化のため、平成6年に都道府県に対し消防広域化基本計画の策定を要請するなど、<u>市町村消防の広域化</u>を推進してきた。</p>
<p>大阪府においても平成8年度末に「大阪府消防広域化基本計画」を策定して、非常備町村の常備化と併せて、広域化の段階的な推進を図ることとした。</p>	<p>大阪府においても平成8年度末に「大阪府消防広域化基本計画」を策定して、非常備町村の常備化と併せて、<u>消防の広域化</u>の段階的な推進を図ることとした。</p>
<p>その結果、平成12年4月には太子町・千早赤阪村が富田林市に事務委託を実施し、河南町では消防本部が設置された。また平成13年4月には阪南市と岬町で阪南岬消防組合消防本部を設置し、平成17年2月には堺市に美原町が編入合併したことにより堺市高石市消防組合の管轄区域が拡大され、平成20年10月には堺市消防局に高石市が事務委託するなど、一定の範囲では常備化・広域化が図られてきた。</p>	<p>その結果、平成12年4月には太子町・千早赤阪村が富田林市に事務委託を実施し、河南町では消防本部が設置された。また平成13年4月には阪南市と岬町で阪南岬消防組合消防本部を設置し、平成17年2月には堺市に美原町が編入合併したことにより堺市高石市消防組合の管轄区域が拡大され、平成20年10月には堺市消防局に高石市が事務委託するなど、一定の範囲では常備化・広域化が図られてきた。</p>
<p>(2) 消防組織法改正後の広域化への取組み</p>	<p>(2) 消防組織法改正後の広域化への取組み</p>
<p>①<u>計画</u>の策定（平成20年3月）</p>	<p>①<u>大阪府消防広域化推進計画</u>の策定</p>
<p>多様化する災害・事故、建築物の高層化・複雑化、防災・危機管理事象に関する住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境が変化する中、消防体制の更なる充実強化が必要との観点から、消防組織法が平成18年に改正された。</p>	<p>多様化する災害・事故、建築物の高層化・複雑化、防災・危機管理事象に関する住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境が変化する中、消防体制の更なる充実強化が必要との観点から、消防組織法が平成18年に改正された。</p>
<p>同じく、平成18年に<u>基本指針</u>が策定され、都道府県が平成19年度中に<u>推進</u>計画を策定することとなった。大阪府では、地理的な結びつき等を考慮し、政令市である大阪市と堺市のほか府域を4分割（北部、東部、南河内、泉州）する<u>計画</u>を策定した。</p>	<p>同じく、平成18年に<u>消防の広域化に関する基本指針</u>が策定され、都道府県が平成19年度中に<u>広域化</u>計画を策定することとなった。大阪府では、地理的な結びつき等を考慮し、政令市である大阪市と堺市のほか府域を4分割（北部、東部、南河内、泉州）する<u>大阪府消防広域化推進計画</u>を策定した。</p>
<p>②<u>計画</u>の一部改定（平成23年6月）</p>	<p>②<u>計画</u>の一部改定</p>
<p>平成20年から22年にかけて、各ブロック内の消防本部で、広域化の</p>	<p>平成20年から22年にかけて、各ブロック内の消防本部で、広域化の</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>メリット等を検討したものの、消防力格差や費用負担に対する考え方の違い等から実現する方向に進まなかった。当時の市町村の意見には、</p> <p>(ア) 広域化を進めたいが、ブロックが広すぎる      (イ) 企画、財政部局を交えて、消防署所・車両配置等の再配置、人員体制のあり方など突っ込んだ検討が必要      (ウ) 当面は現状維持でよい</p> <p>など様々な意見があった。</p> <p>ブロック単位での広域化が進まない中、気運が高まった地域における広域化を進めるため、<u>計画</u>を改定することとなった。泉州を2分割（泉州北、泉州南）し、南河内も2分割（南河内北、新南河内）する改定を平成23年6月に行った。</p> <p><u>③計画の再策定（平成31年3月）</u></p> <p><u>平成30年4月に基本指針が一部改正され、都道府県は、同年度中に推進計画の再策定を行うこととされた。</u></p> <p><u>大阪府としての広域化の方向性は、規模拡大の効果を考慮し、府内消防一元化（1ブロック）を将来像としたが、各自治体の合意を得ながら段階的に進めることとなった。また、おおむね10年後までに広域化すべき組合せを、政令市を含む8ブロック（大阪市域、堺市域、北部、東部、南河内北、新南河内、泉州北、泉州南）とすることとした。</u></p> <p><u>④広域化の進捗状況</u></p> <p><u>計画策定以降の広域化状況（令和6年4月時点）は、次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年10月 高石市から堺市へ事務委託</li> <li>・平成25年4月 泉州南消防組合（3市3町）</li> <li>・平成26年4月 大東四條畷消防組合（2市）</li> </ul>	<p>のメリット等を検討したものの、消防力格差や費用負担に対する考え方の違い等から実現する方向に進まなかった。当時の市町村の意見には、</p> <p>(ア) 広域化を進めたいが、ブロックが広すぎる      (イ) 企画、財政部局を交えて、消防署所・車両配置等の再配置、人員体制のあり方など突っ込んだ検討が必要      (ウ) 当面は現状維持でよい</p> <p>など様々な意見があった。</p> <p>ブロック単位での広域化が進まない中、気運が高まった地域における広域化を進めるため、<u>大阪府広域化推進計画</u>を改定することとなった。泉州を2分割（泉州北、泉州南）し、南河内も2分割（南河内北、新南河内）する改定を平成23年6月に行った。</p> <p><u>③広域化の進捗状況</u></p> <p><u>計画策定以降、ブロック単位で広域化が実現したのは、平成25年4月に業務開始した泉州南消防組合（3市3町）のみである。</u></p> <p><u>ブロックの広域化が進まない一方、平成25年度の消防広域化重点地域の創設後、大阪府内の4地域8市町</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月：大東市消防本部と四條畷市消防本部による大東四</li> </ul>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 4 月 能勢町から豊中市へ事務委託</li> <li>・平成 28 年 4 月 豊能町から箕面市へ事務委託</li> <li>・令和 3 年 4 月 大阪狭山市から堺市へ事務委託</li> <li>・令和 6 年 4 月 大阪南消防組合（5 市 2 町 1 村）</li> </ul>	<p><u>條畷消防組合の設立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 10 月：河南町から富田林市へ事務委託</li> <li>・平成 27 年 4 月：能勢町から豊中市へ事務委託</li> <li>・平成 28 年 4 月：豊能町から箕面市へ事務委託</li> </ul> <p>で各市町間の協議により広域化された。</p>
<p>(3) 広域化の必要性</p> <p>大阪府では、<u>今後 30 年以内の確率が 80% 程度</u>とも言われている<u>南海トラフ地震</u>や直下型地震の発生が懸念されている。また、平成 30 年 6 月に大阪府内における観測史上初の震度 6 弱を記録した大阪府北部地震、同年 7 月の西日本豪雨、同 9 月の台風 21 号による風水害が立て続けに大阪を襲い、こうした自然災害への的確な対応が、求められている。</p> <p><u>さらに</u>、大規模事故への迅速・的確な対応、都市構造の複雑化、高齢化的進展、住民ニーズの多様化などによる、より高度な消防・救急・救命業務や予防業務への期待が高まっている。</p> <p>今後ともこれらの環境の変化に的確に対応し、将来にわたって住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うしていくためには、単独消防でこれをまかぬのではなく、効率的運用が可能となる広域化による消防体制の更なる維持・強化を図る必要がある。</p>	<p>(3) 広域化の必要性</p> <p>大阪府では、30 年以内の確率が <u>70～80%</u>とも言われている<u>南海トラフ巨大地震</u>や直下型地震の発生が懸念されている。また最近では、平成 30 年 6 月に大阪府内における観測史上初の震度 6 弱を記録した大阪府北部地震、同年 7 月の西日本豪雨、同 9 月の台風 21 号による風水害が立て続けに大阪を襲い、こうした自然災害への的確な対応が、求められている。</p> <p>また、大規模事故への迅速・的確な対応、都市構造の複雑化、高齢化的進展、住民ニーズの多様化などによる、より高度な消防・救急・救命業務や予防業務への期待が高まっている。</p> <p>今後ともこれらの環境の変化に的確に対応し、将来にわたって住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うしていくためには、単独消防でこれをまかぬのではなく、効率的運用が可能となる広域化による消防体制の更なる維持・強化を図る必要がある。</p>
<p>(4) 広域化がもたらす効果</p> <p>広域化がもたらす効果は、スケールメリットによる以下のことことが挙げられる。</p> <p>○住民サービスの向上の面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 初動の消防力、増援体制の充実</li> <li>② 現場到着時間の短縮</li> </ul>	<p>(4) 広域化がもたらす効果</p> <p><u>消防の広域化</u>がもたらす効果は、スケールメリットによる以下のことことが挙げられる。</p> <p>○住民サービスの向上の面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 初動の消防力、増援体制の充実</li> <li>② 現場到着時間の短縮</li> </ul>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>○人員配備の効率化と充実の面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現場要員の増強</li> <li>② 予防業務・救急業務の高度化・専門化</li> </ul> <p>○消防体制の基盤の強化の面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高度な消防設備、施設等の整備</li> <li>② 人事ローテーションによる組織の活性化等</li> </ul> <p><u>また、</u>大阪府域で実際に広域化した消防本部では、火災初動対応時の出動車両数などの充実や現場への手厚い人員体制が可能となるなど様々な効果があった。【資料<u>8</u>】</p> <p><u>令和4年4月に消防庁が行った実態調査においても、「初動対応時の出動車両数の充実」、「出動区域の適正化による現場到着時間の短縮」、「日常的に発生する火災・救急等における非番招集の減少又は廃止」「消防指令センターの高機能化」等の内容が、広域化で得られた効果として回答されている。【資料<u>6</u>】</u></p> <p><u>さらに、令和6年度に実施した委託調査では、指令台の整備費用について、個別に更新するよりも複数の消防本部で整備を行った方が低減効果が大きいとの結果になった。【資料<u>9</u>】</u></p>	<p>○人員配備の効率化と充実の面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現場要員の増強</li> <li>② 予防業務・救急業務の高度化・専門化</li> </ul> <p>○消防体制の基盤の強化の面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高度な消防設備、施設等の整備</li> <li>② 人事ローテーションによる組織の活性化等</li> </ul> <p>大阪府域で実際に広域化した消防本部では、火災初動対応時の出動車両数などの充実や現場への手厚い人員体制が可能となるなど様々な効果があった。【資料<u>9</u>】</p> <p><u>また、平成29年度に実施した一般財団法人消防防災科学センターへの消防力強化の委託調査においては、広域化の規模が大きければ大きいほど、本部機能の集約効果は高まり、現場増強可能人数が多くなることが明らかとなった。消防車両の現場到着時間や指令台の整備費・保守費についても、その効果が表れる結果となった。【資料<u>10</u>】</u></p>
(5) 広域化に対する各消防本部の懸念 (略)	(5) 広域化に対する各消防本部の懸念 広域化に関する懸念を集約したところ、以下の項目があがつた。 ○本部毎の部隊運用に不均衡がある中、統一した指令台で運用すると、逆に地域毎に適した戦術や部隊運用ができなくなる ○市町村関係部局や消防団との連携の問題がある ○比較的小規模な消防本部にとっては、広域化により大規模消防本部

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
	<p>の消防力にあわせる必要があり、負担金が増える  ○構成市町で意見の集約や合意形成に時間がかかる  ○地域の密着性やきめ細やかな消防行政に支障ができる  ○消防署所、車両配置等が都心部分へ集中する  ○中核となる本部は、規模の小さい本部へ消防力・職員が流れて質が低下する</p>
<p><b>5 広域化の推進について</b></p> <p>(1) 広域化の目的</p> <p>消防組織法第31条にも明記されているように、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として」行うものである。</p> <p>しかしながら、府内市町村においては依然として厳しい財政状況が続いている、今後とも住民に対する消防サービスを提供していくためには、将来にわたる行財政基盤の充実強化が不可欠である。</p> <p>このため、本府における広域化は、消防力の維持・強化と併せて行財政基盤の強化も含めトータルとして住民サービスの提供を目的として推進するものである。</p>	<p><b>5 広域化の推進について</b></p> <p>(1) 広域化の目的</p> <p>消防組織法第31条にも明記されているように、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として」行うものである。</p> <p>しかしながら、府内市町村においては依然として厳しい財政状況が続いている、今後とも住民に対する消防サービスを提供していくためには、将来にわたる行財政基盤の充実強化が不可欠である。</p> <p>このため、本府における消防の広域化は、消防力の維持強化と併せて行財政基盤の強化も含めトータルとして住民サービスの提供を目的として推進するものである。</p>
<p>(2) <u>計画</u>の目的</p> <p>府内市町村消防が、消防を取り巻く環境の変化に今後とも的確に対応していくためには、広域化による行財政上のスケールメリットを実現し、消防力の維持・強化を図るため、広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として計画を策定するものである。</p>	<p>(2) <u>広域化推進計画</u>の目的</p> <p>府内市町村消防が、消防を取り巻く環境の変化に今後とも的確に対応していくためには、消防の広域化による行財政上のスケールメリットを実現し、消防力の維持・強化を図るため、広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として計画を策定するものである。</p>
<p><b>6 広域化対象市町村とその組み合わせ</b></p> <p>(1) 配慮及び留意すべき事項</p> <p>(略)</p>	<p><b>6 広域化対象市町村とその組み合わせ</b></p> <p>(1) 配慮及び留意すべき事項</p> <p>広域化対象市町村の組み合わせの検討にあたっては、既に一部事務組</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
	<p>合・事務委託により広域化が図られている市町村については、原則としてこれを包含する形で更なる広域化を検討する必要がある。</p> <p>また、指令台の共同運用との関係では、広域化が実現されれば指令台のエリアの拡大がなされるが、組織としての広域化と指令台の共同運用について、その効果が最大限活かされるよう留意する必要がある。</p> <p>市町村との関係では、これまでの消防体制の枠組みや市町村の行財政運営にも大きな影響を与える重要な課題であることから、関係市町村と十分に調整を図りながら推進する。</p>
<p>(2) 広域化の規模</p> <p><u>基本指針</u>においては、広域化の規模について、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることになり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。」とされており、全県一区での広域化を理想的なあり方の一つとしている。その上で「都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、<u>おおむね十年後までに広域化すべき組合せ</u>を定めた上で、推進期限までに広域化すべき<u>組合せ</u>を定める」ことが必要であるとしている。</p> <p>大阪府は、狭い平野部の概ね全体で都市化が進展しているほか、人口や建物の密集地が連担し、また道路網も充実していることから、大阪府内の広域化に当たっては、国の示す広域化の趣旨を踏まえつつ、管轄人口のみならず管轄面積をはじめ、地理的条件や地域の結びつきなどを考慮して、広域化によるスケールメリットが十分に得られる規模を決めることが望ましい。</p> <p>これらのこと総合的に勘案すると、府内の広域化においては、大きな規模も念頭に広域化を検討するほうがスケールメリットの点からも</p>	<p>(2) 広域化の規模と対象市町村</p> <p><u>国</u>の定める「市町村の消防の広域化に関する指針」においては、<u>市町村の消防の広域化</u>の規模について、「一般論としては消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることになり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。」とされており、全県一区での広域化を理想的なあり方の一つとしている。その上で「都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、<u>概ね十年後までの組み合わせ</u>を定めた上で、推進期限までに広域化すべき<u>組み合わせ</u>を定めるものとする」ことが必要であるとしている。</p> <p>大阪府は、狭い平野部の概ね全体で都市化が進展しているほか、人口や建物の密集地が連担し、また道路網も充実していることから、大阪府内の市町村消防の広域化に当たっては、国の示す広域化の趣旨を踏まえつつ、管轄人口のみならず管轄面積をはじめ、地理的条件や地域の結びつきなどを考慮して、広域化によるスケールメリットが十分に得られる規模を決めることが望ましい。</p> <p>これらのこと総合的に勘案すると、府内<u>市町村消防</u>の広域化においては、大きな規模も念頭に広域化を検討するほうがスケールメリットの</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>有効であり、また、管轄人口の観点だけでなく、府内市町村の地理的条件、地域の歴史的経緯や結びつきにも視点を置き、その規模を決めることが適切であると考える。</p>	<p>点からも有効であり、また、管轄人口の観点だけでなく、府内市町村の地理的条件、地域の歴史的経緯や結びつきにも視点を置き、その規模を決めることが適切であると考える。</p>
<p>(3) 広域化の方向性と組み合わせ【資料 <u>10</u>】</p> <p>大阪府としての広域化の方向性は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来像 広域化による規模拡大の効果が働くことによって、消防力の強化につながる府内消防の一元化（1ブロック）を将来像とする。ただし、各自治体の合意を得ながら、段階的に進めいく。</li> <li>○おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せ 地域の地理的・社会的状況や歴史的経過、消防本部間の連携や二次医療圏の整合性、消防団を含む地元の事情について配慮して設定した<u>7ブロック</u>を基本とするが、気運が高まった地域や必要に応じてブロックを超える広域化へも柔軟に対応する。</li> <li>○推進期限までに広域化すべき組合せ 体制強化が必要な小規模消防本部等の広域化については、具体的に動いている、あるいは検討している地域を消防広域化重点地域に指定し、動きを止めることなく進める。</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <p>府内の広域化対象市町村は別表 1 のとおり</p>	<p>(3) 広域化の方向性と組み合わせ【資料 <u>11</u>】</p> <p>大阪府としての広域化の方向性は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来像 広域化による規模拡大の効果が働くことによって、消防力の強化につながる府内消防の一元化（1ブロック）を将来像とする。ただし、各自治体の合意を得ながら、段階的に進めいく。</li> <li>○おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せ 地域の地理的・社会的状況や歴史的経過等や、消防本部間の連携や二次医療圏の整合性、消防団を含む地元の事情について配慮して設定した<u>現行の 8ブロック</u>を基本とするが、気運が高まった地域や必要に応じてブロックを超える広域化へも柔軟に対応する。</li> <li>○推進期限までに広域化すべき組合せ 体制強化が必要な小規模消防本部等の広域化については、具体的に動いている、あるいは検討している地域を消防広域化重点地域に指定し、動きを止めることなく進める。</li> </ul> <p>以上の考えのもと、現計画の<u>8ブロック</u>を基本として、現在協議が進んでいる内容を考慮し、別表 1 のとおりブロックを変更する。</p> <p>府内の広域化対象市町村は別表 1 のとおり</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>なお、<u>計画</u>に示す広域化対象市町村が組み合せの枠組みごとに協議する中で、<u>地域の実情に応じ、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、地域の核となり広域化の検討を主導する中心消防本部を定めることが必要となった場合や、計画の組み合わせとは異なった別の組み合わせが関係市町村の合意のもとに提案され、当該組み合わせが広域化の推進を図るうえで適當と認められる場合には、<u>中心消防本部の規定</u>や消防広域化重点地域の指定等必要な措置については速やかに行い、事後に、「大阪府消防広域化推進審議会」における審議など、所定の手続きを経た上で計画の変更・修正を行うなど、<u>計画</u>の趣旨を踏まえつつ、柔軟かつ弾力的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>なお、<u>本計画</u>に示す広域化対象市町村が組み合せの枠組みごとに協議する中で、<u>本計画</u>の組み合わせとは異なった別の組み合わせが関係市町村の合意のもとに提案され、当該組み合わせが広域化の推進を図るうえで適當と認められる場合には、消防広域化重点地域の指定等必要な措置については速やかに行い、事後に、「大阪府消防広域化推進審議会」における審議など、所定の手続きを経た上で計画の変更・修正を行うなど、<u>本計画</u>の趣旨を踏まえつつ、柔軟かつ弾力的な運用に努めるものとする。</p>
<p>(4) 消防広域化重点地域の指定</p> <p>大阪府知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを消防広域化重点地域として指定できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域</li> <li>② 広域化の気運が高い地域</li> </ul> <p><u>また、</u>広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定<u>した</u>ときは、当該<u>指定地域</u>が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、<u>計画</u>の変更を行うものとする。</p> <p>府内の消防広域重点地域は別表2のとおり</p>	<p>(4) 消防広域化重点地域の指定</p> <p>大阪府知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを消防広域化重点地域として指定できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域</li> <li>② 広域化の気運が高い地域</li> </ul> <p>広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定<u>しようとする</u>ときは、当該<u>指定しようとする地域</u>が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、<u>推進計画</u>の変更を行うものとする。</p> <p>府内の消防広域重点地域は別表2のとおり</p>

改正後 <u>※下線部：変更箇所</u>	改正前 <u>※下線部：変更箇所</u>
<p>(5) 広域化の手法</p> <p>広域化は、主に一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防本部は、組合もしくは連合の構成市町村間、又は受託市町村と委託市町村間における意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。</p> <p>府内では、すでに一部事務組合による消防組合と事務委託により広域化が図られているところであるが、今後の広域化にあたっては、手法も含め、広域化対象市町村の協議の中で検討する必要がある。</p>	<p>(5) 広域化の手法</p> <p><u>消防の</u>広域化は、主に一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防本部は、組合もしくは連合の構成市町村間、又は受託市町村と委託市町村間における意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。</p> <p>府内では、すでに一部事務組合による消防組合と事務委託により広域化が図られているところであるが、今後の<u>消防の</u>広域化にあたっては、手法も含め、広域化対象市町村の協議の中で検討する必要がある。</p>
<p>(6) 消防の連携・協力について</p> <p>広域化の実現には、時間を要するものであることから、まずは広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行う事が必要とされている。</p> <p>連携・協力の対象となる市町村の組み合わせを定めるにあたっては、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があり、大阪府においても広い視野での検討が必要である。</p> <p>例えば、人事異動の幅や研修の機会等体制強化を図るには、出来るところから連携・協力を進める。</p> <p>更に、指令台の共同運用など常時の活動にとどまらず、非常時の課題においても連携・協力を進める。</p> <p>とりわけ、大阪府北部地震において課題となった、府内消防本部の相互応援について、広域的な大規模災害発生時に府内全域での消防活動を効果的に行う仕組みについて検討する必要がある。</p> <p>そのためには、迅速に各消防本部の活動状況を把握する仕組みが必須である。</p> <p>広域での情報共有には指令台の一元化が有効な手段ではあるが、災害</p>	<p>(6) 消防の連携・協力について</p> <p><u>消防の</u>広域化の実現には、時間を要するものであることから、まずは<u>消防の</u>広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行う事が必要とされている。</p> <p>連携・協力の対象となる市町村の組み合わせを定めるにあたっては、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があり、大阪府においても広い視野での検討が必要である。</p> <p>例えば、人事異動の幅や研修の機会等体制強化を図るには、出来るところから連携・協力を進める。</p> <p>更に、指令台の共同運用など常時の活動にとどまらず、非常時の課題においても連携・協力を進める。</p> <p>とりわけ、大阪府北部地震において課題となった、府内消防本部の相互応援について、広域的な大規模災害発生時に府内全域での消防活動を効果的に行う仕組みについて検討する必要がある。</p> <p>そのためには、迅速に各消防本部の活動状況を把握する仕組みが必須である。</p> <p>広域での情報共有には指令台の一元化が有効な手段ではあるが、災害</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>時に限り 119 番通報の入電状況、被害状況、消防隊等の活動状況等が一元的に把握できる新たなシステムの構築なども検討を進めていく。</p> <p>府内の連携・協力の対象は別表 3 のとおり</p>	<p>時に限り 119 番通報の入電状況、被害状況、消防隊等の活動状況等が一元的に把握できる新たなシステムの構築なども検討を進めていく。</p> <p>府内の連携・協力の対象は別表 3 のとおり</p>
<p><b>7 広域化の推進に必要な措置</b></p> <p>広域化は、これまでの消防体制の枠組みに大きな変更を加える重要な事項である。とりわけ市町村においては、広域化を実施しようとする場合に、広域化対象市町村間における協議や広域消防運営計画を作成する段階において、住民・議会をはじめ地域の関係者への説明責任を果たす必要が生じてくる。</p> <p>このため、大阪府としても、市町村からの意見を十分踏まえ、自主的な広域化が適切・円滑に図られるよう、次のとおり広域化を推進するための措置を講ずる。</p> <p>(1) 広域化を推進するための体制</p> <p>平成 19 年度、<u>計画</u>の円滑な推進を図るために「大阪府消防広域化推進委員会」を設置。</p> <p>平成 30 年度、<u>計画</u>の再策定及び更なる広域化の推進に向け「大阪府消防広域化推進審議会」を設置。</p>	<p><b>7 広域化の推進に必要な措置</b></p> <p><u>府内市町村の消防の広域化</u>は、これまでの消防体制の枠組みに大きな変更を加える重要な事項である。とりわけ市町村においては、<u>消防の広域化</u>を実施しようとする場合に、広域化対象市町村間における協議や広域消防運営計画を作成する段階において、住民・議会をはじめ地域の関係者への説明責任を果たす必要が生じてくる。</p> <p>このため、大阪府としても、市町村からの意見を十分踏まえ、自主的な<u>市町村消防の広域化</u>が適切・円滑に図られるよう、次のとおり広域化を推進するための措置を講ずる。</p> <p>(1) 広域化を推進するための体制</p> <p>平成 19 年度、<u>本計画</u>の円滑な推進を図るために「大阪府消防広域化推進委員会」を設置。</p> <p>平成 30 年度、<u>大阪府消防広域化推進計画</u>の再策定及び更なる広域化の推進に向け「大阪府消防広域化推進審議会」を設置。</p>
<p>(2) 広域化を推進するための支援</p> <p>①国の支援【資料 11】</p> <p>国においては、消防広域化推進本部の設置をはじめ、広報・普及啓発、情報提供、相談体制の確保充実のほか、<u>広域化関連事業及び連携・協力関連事業に係る</u>所要の地方財政措置（特別交付税措置・地方債措置・補助金の交付決定に当たっての特別の配慮等）を引き続き講ずることとしている。</p>	<p>(2) 広域化を推進するための支援</p> <p>①国の支援【資料 12】</p> <p>国においては、消防広域化推進本部の設置をはじめ、広報・普及啓発、情報提供、相談体制の確保充実のほか、所要の地方財政措置（特別交付税措置・地方債措置・補助金の交付決定に当たっての特別の配慮等）を引き続き講ずることとし、特に下記関連事業についての財政措置として拡充・検討予定としている。</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>(削除)</p>	<p>・<u>広域化関連事業</u>  <u>必要な手続きを経て、消防広域化重点地域として推進計画に記載された市町村に対し広域化に必要な行政経費について、平成31年度から、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、配慮をする対象を拡充する予定としていること。</u></p> <p>・<u>連携・協力関連事業</u>  <u>消防の連携・協力として推進計画に記載された消防本部に対し、平成31年度以降、重点化することを検討することとしていること。</u></p>
<p>②大阪府の支援</p> <p>広域化対象市町村間の協議が円滑に進行し、定められた期間内に自主的な消防の広域化が実現されるには、大阪府のリーダーシップの発揮と広域化対象市町村の自主性が不可欠である。</p> <p>このため、大阪府においては、広域化実現のための市町村からの要望も尊重しながら、消防広域化重点地域を含んだ広域化対象市町村（以下、「広域化対象市町村等」という。）が行う広報・啓発活動や、広域化対象市町村等による協議会の早期設置に向けた体制整備に対し、積極的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協議会設置後の協議の場への参加などを通じ、次のような事項を中心に国とも連携して積極的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>広域化</u>に関する情報提供・普及啓発</li> <li>・<u>広域化</u>に関する先進事例等の調査研究及び関係機関への情報提供</li> <li>・<u>広域化</u>に関する手続きや課題解決等に対する指導・助言</li> <li>・<u>広域化対象市町村等</u>からの求めに応じた、必要な仲介、調整</li> <li>・広域消防運営計画の作成にあたっての必要な助言</li> </ul>	<p>②大阪府の支援</p> <p>広域化対象市町村間の協議が円滑に進行し、定められた期間内に自主的な消防の広域化が実現されるには、大阪府のリーダーシップの発揮と広域化対象市町村の自主性が不可欠である。</p> <p>このため、大阪府においては、広域化実現のための市町村からの要望も尊重しながら、消防広域化重点地域を含んだ広域化対象市町村（以下、「広域化対象市町村等」という。）が行う広報・啓発活動や、広域化対象市町村等による協議会の早期設置に向けた体制整備に対し、積極的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協議会設置後の協議の場への参加などを通じ、次のような事項を中心に国とも連携して積極的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>消防広域化</u>に関する情報提供・普及啓発</li> <li>・<u>消防広域化</u>に関する先進事例等の調査研究及び関係機関への情報提供</li> <li>・<u>消防広域化</u>に関する手続きや課題解決等に対する指導・助言</li> <li>・<u>消防広域化対象市町村等</u>からの求めに応じた、必要な仲介、調整</li> </ul>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の支援策の活用等の連絡調整</li> <li>・市町村振興補助金による支援</li> <li>・その他、国への要望等、広域化対象市町村等の広域化の推進に関すること【資料12】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域消防運営計画の作成にあたっての必要な助言</li> <li>・国の支援策の活用等の連絡調整</li> <li>・市町村振興補助金による支援</li> <li>・その他、国への要望等、広域化対象市町村等の<u>消防の</u>広域化の推進に関すること</li> </ul>
<p><b>8 広域化後の消防の円滑な運営の確保</b></p> <p>(1) 広域化後の消防の体制整備</p> <p>広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮できるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。</p> <p>(2) 構成市町村間における協議</p> <p>広域化対象市町村は広域化後の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することとなっているが、「広域消防運営計画」の作成にあたっては対象となる消防本部、関係市町村、消防団など、市町村関係者の十分な議論が必要である。</p> <p>広域化は、一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防は、組合・連合と構成市町村間、組合・連合を構成する市町村間又は委託関係市町村間における緊密な意思疎通及び情報共有が重要となる。</p> <p>また、広域化前の消防本部の規模によっては、消防本部間の消防力や部隊運用等に大きな差異がある場合があり、これらの消防本部が広域化を図る場合には、広域化後の管轄地域の実情に応じた消防力の再配備等により、より効果的・効率的な消防体制の再構築について協議を図る必要がある。</p> <p>特に、地域に密着して活動してきた市町村消防が、広域化により姿が</p>	<p><b>8 広域化後の消防の円滑な運営の確保</b></p> <p>(1) 広域化後の消防の体制整備</p> <p><u>市町村の消防の</u>広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮できるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。</p> <p>(2) 構成市町村間における協議</p> <p>広域化対象市町村は広域化後の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することとなっているが、「広域消防運営計画」の作成にあたっては対象となる消防本部、関係市町村、消防団など、市町村関係者の十分な議論が必要である。</p> <p><u>消防の</u>広域化は、一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防は、組合・連合と構成市町村間、組合・連合を構成する市町村間又は委託関係市町村間における緊密な意思疎通及び情報共有が重要となる。</p> <p>また、広域化前の消防本部の規模によっては、消防本部間の消防力や部隊運用等に大きな差異がある場合があり、これらの消防本部が広域化を図る場合には、広域化後の管轄地域の実情に応じた消防力の再配備等により、より効果的・効率的な消防体制の再構築について協議を図る必要がある。</p> <p>特に、地域に密着して活動してきた市町村消防が、広域化により姿が</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>見えなくなるのではないかという住民の不安の払拭や、例えば消防組合の幹部職員を市町村の防災・国民保護対策本部員として位置づけ、市町村と消防組合との連携強化を図るなど大規模災害時における消防体制の確立を図るための仕組みづくりについて、十分協議を図る必要がある。</p>	<p>見えなくなるのではないかという住民の不安の払拭や、例えば消防組合の幹部職員を市町村の防災・国民保護対策本部員として位置づけ、市町村と消防組合との連携強化を図るなど大規模災害時における消防体制の確立を図るための仕組みづくりについて、十分協議を図る必要がある。</p>
<p>(3) 体制整備の方策 (略)</p>	<p>(3) 体制整備の方策 広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制の整備について、市町村内の論議を経た上で、構成市町村等間において十分協議の上決定することが必要である。その場合に、以下の事項については、可能な限り、組合・連合又は事務委託の規約・規程等において定めることが有効である。</p> <p>①組合・連合の方式による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的ルール</li> <li>・職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定</li> <li>・中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定</li> <li>・部隊運用、指令管制、人材育成等に関する計画の策定</li> <li>・災害時等における構成市町村長と消防長、消防署長、消防団長、並びに組合を構成する市町村長間の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定</li> <li>・構成市町村間の定期的な連絡体制、消防長の専決対象の明確化等、構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組みづくり</li> <li>・組合等の運営に関する住民の意見反映の仕組みづくり</li> </ul> <p>②事務委託の方式による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料に係る基本的なルール</li> </ul>

改正後 <u>※下線部：変更箇所</u>	改正前 <u>※下線部：変更箇所</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等における委託市町村長と受託側の市町村長、消防長、消防署長、消防団長の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定</li> <li>・消防事務に関する住民の意見反映の仕組みづくり</li> </ul>
<p><b>9 防災に係る関係機関相互の連携の確保</b></p> <p>(1) 消防団との連携の確保 (略)</p> <p>(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保</p>	<p><b>9 防災に係る関係機関相互の連携の確保</b></p> <p>(1) 消防団との連携の確保</p> <p>消防本部は専門性の高い常備の消防機関であるのに対し、消防団はより地域に密着した消防活動を実施するという特性を有している。このことから、消防団は広域化の対象とはならず、引き続き構成市町村単位で設置することとされた。</p> <p>これまでも、消防団は常備消防と密接な連携・協力の下で初期消火など自治体消防の一端を担ってきたが、消防が広域化された場合にも、これまで同様、広域化後の消防本部との連携・協力体制の維持が必要となる。特に大規模災害の際には常備消防は消防団、自主防災組織、住民との連携を図る必要が大きいことから、消防団と消防本部との連携確保のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整体制の整備</li> <li>・消防団の合同による訓練又は常備消防との合同による訓練の実施</li> <li>・構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等</li> <li>・常備消防と消防団との連絡体制の強化</li> <li>・その他、常備消防と消防団との連携確保に必要な事項</li> </ul> <p>(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保</p>

改正後 <u>※下線部：変更箇所</u>	改正前 <u>※下線部：変更箇所</u>
(略)	<p>防災・国民保護行政は、住民の安心・安全を確保するという面で、消防行政と同様に、住民に密着した最も重要な業務であり、基本的には住民と密接な関係にある各市町村が実施すべきものとなっている。</p> <p>このため、災害時においては防災・国民保護行政を担当する部局と消防部局との緊密な連携・協力体制の整備が重要となる。特に大規模災害時においては初動体制の面で24時間体制をとっている消防部局の役割は重要となるため、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日等における市町村の防災業務に係る初動時体制等</li> <li>・構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置</li> <li>・構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等</li> <li>・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流</li> <li>・総合的な合同防災訓練の実施</li> <li>・防災・国民保護担当部局と消防本部との連絡体制の強化</li> <li>・防災・国民保護担当部局と消防本部の連携による情報収集の24時間体制の整備</li> <li>・その他、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携強化に必要な事項</li> </ul>
<b>10 おわりに</b> <p>自治体消防制度が発足し、<u>77</u>年が経過した。これまでも、府内の市町村消防は幾度かの火災や風水害、また、阪神・淡路大震災の教訓を糧に消防力の充実強化を図り住民の安全・安心を守ってきた。</p>	<b>10 おわりに</b> <p>自治体消防制度が発足し、<u>70</u>年が経過した。これまでも、府内の市町村消防は幾度かの火災や風水害、また、阪神・淡路大震災の教訓を糧に消防力の充実強化を図り住民の安全・安心を守ってきた。</p>

改正後　※下線部：変更箇所	改正前　※下線部：変更箇所
<p>さらには、観測史上初めて府内で震度6弱を記録した大阪府北部地震や平成30年9月の台風21号がもたらした被害を踏まえ、消防力の強化が切実な状況である。</p> <p>災害・事故の大規模化・複雑化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境がますます変化してきている中で、府内市町村消防がこれに的確に対応し、今後とも住民に対する高度な消防サービスの提供を行っていくためには、将来に亘っての行財政基盤の充実・強化が大きな課題である。市町村の厳しい財政状況が長引く中では、公的責任を担う自治体同士が連携して広域化を図り、住民サービスの向上に努めることは極めて有効な手段であり、<u>計画</u>は、今後の市町村消防のあり方について、広域化による持続可能な体制の整備と確立を図ることを目的に示すものである。</p> <p>大阪府としては、<u>計画</u>に基づいて、自主的な広域化の実現が図られ、府民の生命・財産を守る広域消防体制が確立されることを期待するとともに、広域化の実現に向けた積極的な支援に努めていく所存である。</p>	<p>さらには、観測史上初めて府内で震度6弱を記録した大阪府北部地震や平成30年9月の台風21号がもたらした被害を踏まえて、消防力の強化が切実となってきた。</p> <p>災害・事故の大規模化・複雑化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境がますます変化してきている中で、府内市町村消防がこれに的確に対応し、今後とも住民に対する高度な消防サービスの提供を行っていくためには、将来に亘っての行財政基盤の充実・強化が大きな課題である。市町村の厳しい財政状況が長引く中では、公的責任を担う自治体同士が連携して広域化を図り、住民サービスの向上に努めることは極めて有効な手段であり、<u>本計画</u>は、今後の市町村消防のあり方について、広域化による持続可能な体制の整備と確立を図ることを目的に示すものである。</p> <p>大阪府としては、<u>本計画</u>に基づいて、自主的な府内市町村消防の広域化の実現が図られ、府民の生命・財産を守る広域消防体制が確立されることを期待するとともに、広域化の実現に向けた積極的な支援に努めていく所存である。</p>



改正後 ※下線部：変更箇所			改正前 ※下線部：変更箇所			
(別表3) 連携・協力対象地域一覧			(別表3) 連携・協力対象地域一覧(令和4年7月更新)			
連携・協力事業	消防本部	市町村	連携・協力事業	消防本部	市町村	
指令台の共同運用	大阪市消防局	大阪市	指令台の共同運用	大阪市消防局	大阪市	
	松原市消防本部	松原市		松原市消防本部	松原市	
指令台の共同運用	高槻市消防本部	高槻市	指令台の共同運用	豊中市消防局	豊中市	
	島本町消防本部	島本町		吹田市消防本部	能勢町	
指令台の共同運用	堺市消防局	吹田市		池田市消防本部	池田市	
				箕面市消防本部	箕面市	
				豊能町	豊能町	
				摂津市消防本部	摂津市	
				堺市消防局	堺市	
					高石市	
					大阪狭山市	
				和泉市消防本部	和泉市	